

第50回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 | 2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 | 千葉県柏市末広町14番1号
ザ・クレストホテル柏
4階 クレスト

目次

第50回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く） 6名選任の件	7
第4号議案 監査等委員である 取締役3名選任の件	10
第5号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件	12
(添付書類)	
事業報告	13
連結計算書類	44
計算書類	48
監査報告書	52

証券コード 6834
2022年6月3日

株 主 各 位

千葉県松戸市松飛台296番地の1
株式会社 精工技研
代表取締役社長 上野昌利

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 千葉県柏市末広町14番1号
ザ・クレストホテル柏4階 クレスト |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

会場受付で検温を実施させていただきます。発熱や咳等の症状が見受けられる株主様についてはご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

会場内には消毒液を設置し、株主様の座席は間隔を空けてご用意いたします。当社スタッフは検温を含め体調を確認したうえ、マスクを着用いたしますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.seikoh-giken.co.jp>) に掲載いたします。

- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

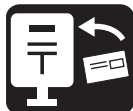


当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2022年6月24日(金曜日) 午前10時 (受付開始午前9時)

場 所 千葉県柏市末広町14番1号
ザ・クレストホテル柏4階 クレスト
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面（郵送）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

行使期限 2022年6月23日(木曜日) 午後5時30分到着

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、将来の投資に備えるための内部留保を考慮しながらも、安定した配当を継続的に行うことを基本にしております。

当期におきましては、当期業績及び当社の利益還元に対する基本方針、今後の事業展開等を勘案し、普通配当を1株につき40円とすると共に、2022年6月で創立50周年を迎えたことを記念して1株につき10円の記念配当を加え、下記のとおり1株につき50円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき50円 総額460,997,600円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

(3) 株主総会参考書類の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削 除)
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当社は、第44回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第44回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名全員は任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について相当である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	うえ の まさ とし 上野昌利 (1948年2月25日生)	1973年6月 当社入社 総務部長 1978年5月 当社取締役 1987年4月 当社常務取締役 1998年4月 当社専務取締役 1998年10月 当社代表取締役専務 2001年6月 当社代表取締役社長（現任）	851,000株
		取締役候補者とした理由 当社入社以来、主要部門のトップとして豊富な経験を積み、2001年に当社代表取締役社長に就任以来、強いリーダーシップをもってグループ全体を牽引しております。こうした経験や実績を、取締役会における意思決定に活かすことにより、当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者としたしました。	
2	き むら たもつ 木村保 (1949年12月7日生)	1972年11月 当社入社 1985年5月 当社取締役 2003年6月 当社常務取締役 2011年7月 当社専務取締役（現任） (重要な兼職の状況) 不二電子工業(株) 代表取締役	583,200株
		取締役候補者とした理由 創業間もなく当社に入社以来、主に営業面で当社を牽引し、現在の精機部門の礎を築きました。また、子会社の代表としても強いリーダーシップを発揮しております。こうした経験や実績を、取締役会における意思決定に活かすことにより、当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者としたしました。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	らい かん めい 來 関 明 (1962年3月25日生)	<p>1990年6月 特殊法人新技術開発事業団（現独立行政法人科学技術振興機構）研究員</p> <p>1995年4月 国立大学法人静岡大学工学部助教</p> <p>2013年6月 当社取締役</p> <p>2016年4月 当社光学製品事業部長（現任）</p> <p>2019年6月 当社常務取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>杭州精工技研有限公司 董事長 総経理</p> <p>大連精工技研有限公司 董事長</p> <p>浙江精工光电科技有限公司 副董事長</p> <p>杭州技研光电科技有限公司 董事長</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>2001年の杭州精工技研有限公司設立時、同社の総経理に就任して以来、光通信関連に係る高い知見を活かし、光製品部門のリーダーとして事業拡大に貢献しております。その知識や経験を、取締役会における意思決定に活かすことにより、当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	40,000株
4	うえ の じゅん 上 野 淳 (1974年8月16日生)	<p>2002年2月 当社入社 経営企画室</p> <p>2010年7月 当社事業本部製造統括部本社製造部副部長</p> <p>2011年3月 杭州精工技研有限公司出向 副総経理</p> <p>2013年11月 当社光学製品事業本部部長 大連精工技研有限公司出向 副総経理</p> <p>2015年6月 当社取締役</p> <p>2016年4月 当社経営企画室長</p> <p>2018年10月 当社事業運営部長（現任）</p> <p>2019年6月 当社常務取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>SEIKOH GIKEN USA, INC. 代表取締役会長</p> <p>SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH 代表取締役会長</p> <p>杭州精工技研有限公司 董事</p> <p>大連精工技研有限公司 董事</p> <p>不二電子工業(株) 取締役</p> <p>浙江精工光电科技有限公司 監事</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社入社以来、経営企画室でM&A業務を推進し、また杭州精工技研有限公司、大連精工技研有限公司の副総経理として企業経営に携わり、その手腕を発揮しました。こうした経験や実績を、取締役会における意思決定に活かすことにより、当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	349,900株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	おおくぼ かつ ひこ 大久保 勝彦 (1942年1月7日生)	1965年4月 古河電気工業(株)入社 1995年6月 同社取締役 1999年6月 同社常務取締役 研究開発本部長 2001年6月 同社専務取締役 情報通信部門担当 2004年6月 同社顧問 2006年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)大久保技術経営事務所 代表取締役	2,000株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割			
光通信関連業界において豊富な業務経験があり、企業経営に関する高い知見を有しておられることから、社外取締役候補者となりました。今後も社外取締役としての独立した立場から、当社取締役会における重要な意思決定や取締役会の監督機能の強化、また当社グループのガバナンス体制の強化に貢献いただくことを期待しております。			
6	やたがい とよ ひこ 谷田貝 豊彦 (1946年9月10日生)	1969年4月 特殊法人理化学研究所 研究員 1983年4月 国立大学法人筑波大学 教授 2007年4月 国立大学法人宇都宮大学 教授 同大学 オプティクス教育研究センター長 2019年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 国立大学法人筑波大学 名誉教授 国立大学法人宇都宮大学 名誉教授	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割			
大学で応用光学の研究と教育に永年携わり、旧日本光学会の幹事長や国際光工学会の会長等の要職を歴任しておられることから、社外取締役候補者となりました。同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、光学に関わる幅広い知見や国内外の学会での経験を活かし、当社取締役会における重要な意思決定に貢献いただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大久保 勝彦及び谷田貝 豊彦の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大久保 勝彦氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって16年となります。
4. 谷田貝 豊彦氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、大久保 勝彦、谷田貝 豊彦の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、大久保 勝彦、谷田貝 豊彦の両氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなる訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	もり やすひこ 森 保彦 (1951年6月17日生)	1974年3月 不動産(株)入社 2001年6月 同社経営管理本部人事部長 2002年7月 当社入社 管理グループリーダー 2010年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	2,300株
		<p style="text-align: center;">取締役候補者とした理由</p> <p>人事、総務、経理等、管理部門の業務全般にわたる豊富な経験を有し、これまで常勤監査等委員として専門的な知見を活かして当社の経営執行監査を行ってこられました。今後も引き続き、当社の現状に精通した立場から取締役会の重要な意思決定に関わっていただくことが、監査の実効性の確保や当社グループのガバナンス体制の強化に資すると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>	
2	みよし とおる 三好 徹 (1947年4月15日生)	1976年4月 弁護士登録 1978年9月 三好徹法律事務所開設 2002年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 三好総合法律事務所 所長 (株)オーハシテクニカ 社外取締役(監査等委員)	5,200株
		<p style="text-align: center;">社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>弁護士としての豊富な経験と高い識見を有し、これまでも社外取締役として、当社が重要な経営判断を行う際に適切な助言や提言を行ってこられた実績を踏まえ、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。今後も引き続き、弁護士としての専門的な見地から当社の経営執行の監査を行っていただくことを期待しております。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	あいば としお 相 場 俊 夫 (1961年10月19日生)	1985年10月 中央監査法人入所 1989年 3月 公認会計士登録 1990年 7月 中央コーパースライブランドコンサルティング(株)入社 2000年 4月 中央青山監査法人入所 2001年 5月 相場公認会計士事務所開設 2004年 6月 当社監査役 2016年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) (有)オーシーエムコンサルタント 代表取締役 相場公認会計士事務所 所長 不二電子工業(株) 監査役 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 公認会計士としての豊富な経験と高い識見を有し、これまでも社外取締役として、当社が重要な経営判断を行う際に適切な助言や提言を行ってこられた実績を踏まえ、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。今後も引き続き、公認会計士としての専門的な見地から当社の経営執行の監査を行っていただくことを期待しております。	10,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三好 徹、相場 俊夫の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 相場 俊夫氏は、当社の完全子会社である不二電子工業(株)の監査役 (非常勤) であります。
4. 三好 徹、相場 俊夫の両氏は現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもっていずれも6年となります。また両氏は、当社の社外取締役就任前は当社の社外監査役でありました。
5. 三好 徹、相場 俊夫の両氏と当社の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏が原案どおり再任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、三好 徹、相場 俊夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなる訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本株主総会の開始の時をもって、2021年6月18日開催の第49回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 唐沢 昌敬氏の選任の効力が失効しますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。また、当該補欠の監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期については前任者の任期の満了する時までといたします。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
から さわ まさ たか 唐 沢 昌 敬 (1945年7月20日生)	1973年7月 唐沢公認会計士事務所開設 1990年9月 中央青山監査法人代表社員 2000年7月 学校法人北里学園常任理事 2005年4月 青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科教授 2013年7月 学校法人東京医科大学 常務理事 社会学博士・公認会計士・税理士	1,100株
	補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 公認会計士や税理士として財務及び会計に関する専門知識を有しておられます。社会学や経営学、組織論等に関する多数の著書を出版され、大学でも教鞭を振るっておられました。また経営コンサルタント、経営者として、経営実践に係る高い識見も有しておられることから補欠の監査等委員である取締役（社外取締役）候補者といたしました。専門的な知識や豊富な経験を活かし、当社取締役会の監督機能の強化、当社グループのガバナンス体制の強化に貢献いただけることを期待しております。	

- (注) 1. 当社は候補者 唐沢 昌敬氏と経営に関する顧問契約を締結しております。
2. 唐沢 昌敬氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 唐沢 昌敬氏が就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とします。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなる訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。唐沢 昌敬氏が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 唐沢 昌敬氏が就任した場合、当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

【全般的概況】

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルスの感染動向に左右されながらも、総じて回復傾向が続きました。米国経済は、新型コロナウイルスの感染再拡大やインフレ率の高まり等により減速感が強まる時期もありましたが、堅調な雇用情勢に支えられて景気は底堅く推移しました。欧州においては、2021年末にかけて新型コロナウイルスの感染が再拡大したほか、年明け以降はウクライナ情勢が緊迫化し、景気の減速感が強まることとなりました。一方、欧米に先駆けて新型コロナウイルスの封じ込めに成功していた中国では年度前半は拡大基調で推移しましたが、夏場以降、新型コロナウイルスの感染再拡大や電力不足による製造業の停滞、不動産市場の調整等により景気回復の勢いは鈍化することとなりました。我が国においては、ワクチン接種の進展を背景に経済活動の正常化へ向けた動きが本格化しましたが、複数回にわたる新型コロナウイルスの感染拡大や世界的な半導体不足が自動車の減産に繋がったこと等から、景気の持ち直しは緩慢なものにとどまりました。年明け以降は、感染拡大の第6波に加え、ウクライナ情勢の緊迫化から資源高や円安が加速し、景気の下振れ懸念が強まっています。

当社グループが関わる情報通信関連やエレクトロニクス関連市場においては、デジタルデータ量の増加を背景に5G通信が普及し始めています。5Gの超高速・大容量・低遅延な通信環境を活用した様々なアプリケーションが実用化され、並行して、5Gを超える通信環境を可能とするビヨンド5Gの開発も進むこととなりました。また、ネットワーク上に構築された、現実世界とは異なる3次元の商業的な仮想空間「メタバース」の活用が始まり、市場の注目を集めました。自動車関連市場においては、半導体の供給不足により生産台数が計画比で下振れする中、自動車メーカー各社においては電気自動車の生産拡大に向けた経営資源のシフトや、自動運転レベルの高度化に向けた技術開発が進むこととなりました。

こうした中で当社グループは、2016年度から取り組んでいる6ヶ年の中期経営計画『マスタープラン2016』の最終年度として、引き続き「既存事業の収益力強化」、「事業ポートフォリオの最適化」、「経営基盤の強化」の各施策の遂行に努めました。

「既存事業の収益力強化」に向けては、各種の成形品や金型、精密金属加工部品等を主力製品とする精機事業、光通信用部品とその関連機器、レンズ、光伝送装置や光電界センサー等を主力製品とする光製品事業の両セグメントにおいて、販売力と価格競争力を強化すると共に、当社の技術資源である精密加工・精密成形・光学技術を応用し、市場や顧客のニーズに応える新製品、新技術の開発に取り組みました。

「事業ポートフォリオの最適化」に向けては、「成長期待事業」に位置付けている精密樹脂成形品やレンズを「成長牽引事業」へと進化させるべく、ターゲット市場のマーケティングやパートナー企業との連携強化に努めました。併せて、当社グループの持続的な成長を促す「次世代事業」を創出するため、「成長牽引事業」や「収益基盤事業」で獲得した資金を投資するM&Aや事業提携先の模索も行いました。

「経営基盤の強化」に向けては、WEB会議を積極的に活用して当社グループ会社間のコミュニケーションを図り、価値観の共有や事業課題の解決に向けて議論を行いました。本社においては、小集団活動を通してボトムアップによる改善活動を継続的に実施したほか、働き方改革「メリハリワーク」を推進し、より短い時間でより多くの収益を上げる強固な組織体質の確立に努めました。

これらの施策と並行して、当社グループの各拠点において、それぞれの地域における新型コロナウイルスの感染状況に応じて出張の自粛や来客の自粛要請、自家用車通勤や時差出勤の奨励、昼食時間の二部制による食堂の過密の回避、出勤時の検温、マスクの着用義務や手洗いの徹底といった感染予防対策を講じました。

こうした諸施策を実施した結果、当連結会計年度の売上高は16,188,796千円となり、創業以来最高となりました。営業利益は1,524,792千円、経常利益は1,641,303千円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,150,022千円となりました。2016年度から取り組み始めた6ヶ年の中期経営計画『マスタープラン2016』で掲げた、連結売上高250億円、連結営業利益25億円以上という中期経営目標に対しては、遂行期間中に生じた米中貿易摩擦や新型コロナウイルスといった外部環境の変化のほか、新規顧客開拓、新製品の市場投入の遅れ等もあり、大変不本意ながら未達となり、2022年度から開始する新しい中期経営計画に課題を引き継ぐこととなりました。

なお、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しており、前連結会計年度との比較はしておりませんが、当連結会計年度の実績値と前連結会計年度の実績値との増減を単純に比較すると、売上高は1,370,766千円の増加(前連結会計年度比9.3%増)となりました。営業利益は200,064千円の増加(前連結会計年度比15.1%増)、経常利益は209,562千円の増加(前連結会計年度比14.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は166,137千円の増加(前連結会計年度比16.9%増)となり、前連結会計年度から売上、利益共に増加しました。

また、当事業年度の期末配当につきましては、当期業績及び当社の利益還元に対する基本方針、今後の事業展開等を勘案し、普通配当を1株につき40円とするとともに、2022年6月で創立50周年を迎えたことを記念して1株につき10円の記念配当を加え、1株当たり50円とさせていただく予定であります。

【セグメント別概況】

《精機関連》

精機関連では、樹脂と金属を一体で成形するインサート成形や金属材料のプレス成形等の技術を活用した精密成形品や、成形品を効率的に量産するための高品質な金型、高い寸法精度が要求される金属部品等を顧客に提供しております。当連結会計年度は、新型コロナウイルスや半導体の供給不足の影響で自動車メーカーが生産台数を抑制する中、各種の圧力センサー用のインサート成形品や、エアコンに組み込まれる電動コンプレッサー用部品等、車載用成形品の売上が増加しました。一方、スマートフォンやモバイル端末のキーボード等に使用される金属プレス成形品は、新型コロナウイルス感染症の影響により、スマートフォンの消費地であるインドや欧州の需要が縮小し、売上が減少することとなりました。開発面では、創業以来培ってきた精密金型技術や射出圧縮成形技術、樹脂成形品にミクロン単位の凹凸を施す微細転写技術等を応用し、自動車や医療、バイオ等の産業領域において、顧客と共に新たな製品の量産化に向けた技術課題の解消に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の精機関連の売上高は8,478,455千円となりました。

《光製品関連》

光製品関連では、光通信インフラやデータセンター等に使用される光コネクタ等の接続部品や、これら光通信用部品の製造機器、検査・測定装置、電界の強度分布を正確に測定する光電界センサー、テレビや携帯電話等の電波を安定的に伝送する光伝送装置、センサーや医療用内視鏡等に応用可能な超小型の樹脂レンズ等の製品を顧客に提供しております。現在、5Gの商用化やリモート需要の拡大を背景に、基地局やデータセンターを繋ぐ光通信用部品の需要が世界規模で増加しており、世界各国の光通信用部品メーカーが生産体制を増強しています。これを受けて当連結会計年度は、光通信用部品やその製造機器、検査・測定装置の売上が大きく増加することとなりました。中国大連の子会社は、光コネクタの基幹部品であるフェルールを生産能力を拡大するため、総床面積が現在の1.6倍となる新工場を2021年6月に取得し、立ち上げ準備を行っています。また中国杭州の子会社は、中国国内のケーブルテレビ関連顧客に向けて光接続部品を販売する新会社を2021年10月に設立し、販売力の強化を図りました。

これらの結果、当連結会計年度の光製品関連の売上高は7,710,341千円となりました。

当連結会計年度のセグメント別売上高を、「収益認識に関する会計基準」を適用していない前連結会計年度の実績値と単純に比較すると、下表のとおりとなります。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	増減(△)額	増減(△)率
	千円	%	千円	%	千円	%
精 機 関 連	8,675,946	58.5	8,478,455	52.4	△197,490	△2.3
光 製 品 関 連	6,142,083	41.5	7,710,341	47.6	1,568,257	25.5
合 計	14,818,029	100.0	16,188,796	100.0	1,370,766	9.3

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は1,476,144千円で、その主なものは次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中に完成した主要設備

精機関連	射出成形機、プレス成形機、三次元座標測定器、自動製造装置等
光製品関連	建物、建物付属設備、光製品製造設備、光学特性測定器等
その他設備	空調設備、ネットワーク設備等

(2) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

建物付属設備（精機関連）等

(3) 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、消失

該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資又は社債発行及び借入による資金調達は行っておりません。当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の所要資金は、自己資金を充たいたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループは、2016年4月より中期経営計画『マスタープラン2016』をスタートし、「既存事業の収益力の強化」「事業ポートフォリオの最適化」「経営基盤の強化」を基本方針に、それぞれの課題解決に取り組んでまいりました。『マスタープラン2016』では、最終年度となる2021年度の連結売上高を250億円、連結営業利益を25億円以上と設定し、その達成に向けて取り組みましたが、遂行期間中に生じた米中貿易摩擦や新型コロナウイルスといった外部環境の変化のほか、新規顧客開拓、新製品の市場投入の遅れ等もあり、連結売上高は161億円、連結営業利益は15億円にとどまり、次年度以降へ課題を残すこととなりました。

そこで当社グループは、『マスタープラン2016』で達成できなかった課題の解決と、さらなる50年先にも持続的に成長を続ける強固な経営基盤を確立するため、新たな中期経営計画『マスタープラン2022』を策定し、2022年度からスタートさせることとしました。『マスタープラン2022』では、長期的に当社グループが目指す企業像を次のとおり定め、社会課題解決への貢献を通して存在感のある企業グループとなるべく努めてまいります。

■ 目指す企業像

「社会に必要とされる企業」 ～社会の維持継続／進歩発展に貢献する～

また、『マスタープラン2022』の最終年度となる2026年度の経営目標は『マスタープラン2016』で未達となった経営目標を据え置き、再チャレンジすることとしました。

■ 2026年度経営目標

連結売上高 250億円 連結営業利益25億円

中期経営計画『マスタープラン2022』では、当社グループが目指す企業像を実現するために対処すべき課題として次の4点を認識しております。

(1) 顧客接点の活性化

当社グループが事業を営む情報通信、エレクトロニクス関連市場は5Gの商用化やAI、IoTの活用によるDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展等に伴う成長が見込まれております。また、自動車関連市場はCASE（Connected、Autonomous、Shared、Electric）と呼ばれる大きな転換期を迎え、成熟しながらも進化が続く見通しであります。こうした市場の変化は当社グループにとって成長の機会である一方、変化のスピードに遅れを取れば、世界の競合企業にシェアを奪われることとなります。

市場環境の変化を迅速に読み取り、他社に先駆けて的確な対応策を実行していくためには、顧客との濃密で質の高いコミュニケーションを通して、市場に求められるニーズと当社グループが有する技術や製品との接点を把握することが重要です。顧客との接点を担う営業員には、社内の営業会議や社員研修等により最新の情報とスキルをインプットし、個々の能力と顧客に提供するサービスの質を高めてまいります。

当社グループの連結売上高のうち、取引金額の上位10社で約60%を占めています（2022年3月期実績）。こうした重要顧客との取引シェアをさらに拡大していくためには、顧客の経営課題や技術課題を共有し、その解決に向けて共に取り組んでいくことが必要です。当社グループがビジョンに掲げる「ベストパートナー」となるべく、既存顧客との関係性を深めてまいります。

また、新しい顧客と出会う機会を数多く作り出すため、展示会への出展や新聞、雑誌等へのプレスリリース、ホームページ等のメディアを通して当社グループの技術や製品を積極的に広報し、市場での認知度を高めてまいります。並行して新製品、新技術の開発からリリースまでの時間を短縮し、技術、品質、性能の各面で顧客の期待を超えるサービスを提供してまいります。

(2) 新製品・新技術開発の加速

当社グループは、創業以来培ってきた精密加工・精密成形・光学技術のコアテクノロジーを活用して、情報通信、自動車、医療・バイオ等の成長市場に向けて商品やサービスを提供しています。当社グループは、提供する商品やサービスは、顧客の成長を支援し、社会の維持継続や進歩発展に貢献するものでなければならないと考えています。過去には光ディスク成形用金型や光コネクタ研磨機といった、まだ世の中に存在していない新しい技術や製品を開発し、CDやDVD等の光ディスクの普及や、光通信によるインターネット環境の構築に貢献してまいりました。新製品・新技術開発を担う技術員は、市場のニーズに合った製品開発を行うために、また、より幅広い領域での貢献を可能とするよう常に技術力を研鑽すると共に、顧客とのコミュニケーションを通して市場の情報を捉え、その製品開発が社会に役立つ姿を検証しています。中期経営計画『マスタープラン2022』では、2026年度末の連結売上高に占める新製品比率を30%以上とする計画です。

市場にリリースする商品やサービスが社会に大きく貢献するためには、タイミングが極めて重要です。ニーズが成熟し、市場に他社の類似製品が出た後でリリースすることになれば、社会への貢献は限定的な範囲に留まることとなってしまいます。当社は、新製品や新技術の開発状況を社内で共有することで、開発期間のマネジメントを強化することとしました。併せて各開発案件の目的やターゲット市場、想定される業績インパクト等も共有して開発担当者の意識向上を促し、新製品・新技術開発を加速させてまいります。

また当社は、2021年度末時点で国内外に151件の特許を保有しています。他社との差別化を図り、技術的な優位性を担保するうえで特許は重要なツールです。一方、技術内容によっては特許として公開せず、社内にノウハウとして留めておく方が効果的な場合があります。当社は、2026年度末時点の特許保有件数を2021年度末から30%以上増加させることを目指し、ノウハウとして秘匿する技術情報を戦略的に判断しながら、他社との技術的な優位性を確立していく考えです。

(3) ものづくり力の強化

当社グループは、金型や成形品は主に日本で、光コネクタは主に中国で生産し、市場に提供しています。日本の労働環境は少子高齢化により生産人口の減少が続いています。一方中国は毎年5%程度の経済成長率で推移しており、労働者への賃金もこれに比例する形で年々上昇しています。こうした状況に対処するため、当社グループは、成形品や光コネクタ等、量産品の自動製造装置を自社開発しています。当社は、国内子会社の不二電子工業株式会社と共同プロジェクトを2018年に立ち上げ、車載用成形品のバリ取り工程や検査工程の自動機を当社が開発し、不二電子工業に供給してまいりました。また、2021年には新型光コネクタ「Intelli-Cross Pro」の組立から検査、梱包までを一貫して行う自動組立装置を開発しています。今後、AIやIoT等も応用しながら、さらなる生産効率の向上を図ってまいります。

一方、足元では半導体や樹脂材料の供給不足により、仕入れ価格の高騰や納期の遅延等の懸念材料が払拭できません。また、発生から2年を経過しても未だに終息しない新型コロナウイルスや、2022年に入ってから緊迫化しているウクライナ情勢等が資源価格の高騰や円安に拍車をかけ、国家間の物流も近年にないほど混乱した状況となっています。そうした中でも、最良の部材を最も適切な価格で安定的に調達できるよう、世界中の取引先との良好なパートナーシップを維持してまいります。また、物流面では受注から納品までの無駄を排除し、コストと時間を最小化するサプライチェーンの構築に取り組んでまいります。

また、当社グループは、「高品質な商品を安定して製造すること」が最も地球に優しい事業活動である（無駄な資源・エネルギーを消費しない、無駄な廃棄物を排出しない）と考え、品質管理体制の維持と改善に取り組んでいます。2019年度からは、日本と中国の生産拠点がグループとして一貫性のある、整合の取れた品質意識を持ち、共同で品質課題の解消に取り組むため、グローバル品質会議を開催しております。顧客が求める仕様を満たす製品を安定的に供給する品質管理体制を維持し、顧客から信頼される「ベストパートナー」となるべく、引き続き努めてまいります。

(4) 経営基盤の強化

永続的な企業価値の成長を実現し、真に社会に必要とされる企業となるためには、環境 (Environmental)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) の各側面のサステナビリティな活動を通して経営基盤を強化することが重要と考えています。中期経営計画『マスタープラン2022』では、当社グループ全体のサステナビリティ活動を統括する組織として、社長直轄の「サステナビリティ推進室」を設置しました。

環境面においては、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。『マスタープラン2022』の最終年度となる2026年度には、自社排出量を2020年度比17%削減することを目指し、再生可能エネルギーの活用も含めて施策を検討、実行してまいります。また、製造する金型の構造を工夫し、使用する樹脂材料を減らす「ホットランナー金型」や、リサイクル樹脂の使用による廃棄の削減、製造工程における環境負荷物質の排除など、開発・設計・製造・販売のあらゆる企業活動において継続的な環境改善の実施に努めてまいります。

社会面においては、多様な人材が健康に生き活きと働ける環境を整備するほか、ペーパーレス化やクラウドの活用等により、有事の際にも事業活動を継続できる体制の構築を進めます。当社単体では、2018年度より働き方改革「メリハリワーク」を導入して個々の社員の能力向上と業務効率の改善に取り組んでいます。その結果、当事業年度の当社社員全体の時間外労働は、導入前の2017年度と比べて約24%削減することができました。2020年度には有給休暇を1時間単位で取得できる制度を導入しました。今後は、現在無給となっている子供を看護するための休暇について一部有給化する等、引き続き社員にとって働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。

企業統治面においては、2016年度に監査等委員会設置会社へと移行しました。当連結会計年度末現在、9名の取締役のうち4名の独立社外役員を選任しており、取締役会の監視機能の強化を図っております。また、当社グループの中長期的な業績や株式価値と、取締役報酬との連動性を明確にする目的で、2016年度に、取締役に対して業績連動型株式報酬制度を導入しました。2018年度には執行役員制度を導入して権限を委譲し、意思決定スピードの迅速化を図っております。

当社グループは、中期経営計画『マスタープラン2022』で明確化した方針と施策を遂行することにより、成長の土台となる経営基盤を一層強化し、より幅広い産業領域において永続的に社会の発展に貢献する企業グループとなるべく、努力してまいります。

5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

9. 財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 (2019年3月期)	第 48 期 (2020年3月期)	第 49 期 (2021年3月期)	第 50 期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売 上 高 (千円)	15,502,383	15,729,674	14,818,029	16,188,796
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,232,548	1,152,840	983,885	1,150,022
1株当たり当期純利益 (円)	133.34	125.78	107.88	126.05
総 資 産 (千円)	27,686,073	27,744,754	28,966,138	30,339,101
純 資 産 (千円)	23,204,786	23,528,083	24,213,391	25,494,360
1株当たり純資産 (円)	2,502.04	2,571.49	2,645.78	2,785.76

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております(当該株式数につきましては、自己株式を控除しております。)
2. 売上高・親会社株主に帰属する当期純利益・総資産・純資産の金額は、千円未満を切捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、銭未満を四捨五入して表示しております。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

10. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
SEIKOH GIKEN USA, INC.	千米ドル 3,440	% 100.0	光部品、光部品製造機器の販売並びに光ディスク成形用金型部品等の販売及びメンテナンス
SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH	千ユーロ 1,900	% 100.0	光部品、光部品製造機器の販売並びに光ディスク成形用金型部品等の販売及びメンテナンス
杭州精工技研有限公司	千円 810,000	% 100.0	光部品の製造及び販売並びに光部品製造機器の販売
大連精工技研有限公司	千米ドル 8,737	% 100.0	光部品の製造及び販売
不二電子工業株式会社	千円 675,000	% 100.0	自動車用部品、電子機器用部品等の製造及び販売
DATA PIXEL SAS	千ユーロ 151	% 97.0	光部品形状測定装置、検査装置等の開発、製造及び販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記に記載の6社に加え、2010年9月に営業を停止し休眠化した香港精工技研有限公司があります。また、連結子会社杭州精工技研有限公司は、他社と合併で、2018年7月に浙江精工光电科技有限公司を設立、2021年10月に杭州技研光电科技有限公司を設立し、それぞれ持分法適用関連会社としております。
2. 当連結会計年度の連結業績につきましては、前記「1.事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

11. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、自動車用部品、電子機器用部品等の精密成形品及び各種精密金型等の製造販売を展開する精機関連と、光部品及び光部品製造機器、無給電光伝送装置等の製造販売を展開する光製品関連を中核事業とし、これに付帯する一切の事業を併せて営んでおります。

それぞれの事業部門における主要な製品は次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品 名	
精機関連事業	成 形 品	自動車用部品、電子機器用部品等
	金 型	光ディスク成形用金型等の各種精密金型、金型用部品等
	そ の 他	精密金属部品等
光製品関連事業	光 部 品	光コネクタ、光コネクタ付コード、光減衰器、フェルール、光ファイバ先端加工等
	機 器、装 置	光コネクタ研磨機、光測定器、フェルール端面クリーナ、無給電光伝送装置、光電界センサー等
	そ の 他	高耐熱レンズ等

12. 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

(1) 当社

本 社	千葉県松戸市
支 店	台湾支店（中華民国）
工 場	本社工場（千葉県松戸市）
	第2工場（千葉県松戸市）
	第4工場（千葉県松戸市）

(2) 子会社

SEIKOH GIKEN USA,INC. (アメリカ合衆国)
 SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH (ドイツ連邦共和国)
 杭州精工技研有限公司 (中華人民共和国)
 大連精工技研有限公司 (中華人民共和国)
 不二電子工業株式会社
 本社工場 (静岡県静岡市)
 岡部工場 (静岡県藤枝市)
 千歳工場 (北海道千歳市)
 DATA PIXEL SAS (フランス共和国)

13. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
精 機 関 連 事 業	266名	8名増
光 製 品 関 連 事 業	620名	62名増
全 社 (共 通)	55名	1名増
合 計	941名	71名増

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ71名増加しておりますが、主として中国の子会社、杭州精工技研有限公司において生産数量が増加し、人員を追加採用したことによるものです。

14. 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 37,000,000株
2. 発行済株式の総数 9,333,654株（自己株式113,702株を含む）
3. 株主数 2,947名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
上野昌利	851 千株	9.23 %
有限会社 高志	654	7.10
有限会社 光研	583	6.33
木村保	583	6.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	511	5.55
管理信託 (A033) 受託者 株式会社SMBC 信託銀行	432	4.69
管理信託 (A034) 受託者 株式会社SMBC 信託銀行	430	4.67
上野淳	349	3.80
吉田智恵	343	3.72
高橋藤子	271	2.95

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（113,702株）を除いて計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
6. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な情報
該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上野昌利	
専務取締役	木村保	不二電子工業(株) 代表取締役
常務取締役	來 関 明	光学製品事業部長 杭州精工技研有限公司 董事長 総経理 大連精工技研有限公司 董事長 浙江精工光电科技有限公司 副董事長 杭州技研光电科技有限公司 董事長
常務取締役	上野 淳	事業運営部長 SEIKOH GIKEN USA,INC. 代表取締役会長 SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH 代表取締役会長 杭州精工技研有限公司 董事 大連精工技研有限公司 董事 不二電子工業(株) 取締役 浙江精工光电科技有限公司 監事
取 締 役	大久保 勝彦	(株)大久保技術経営事務所 代表取締役
取 締 役	谷田貝 豊彦	国立大学法人筑波大学 名誉教授 国立大学法人宇都宮大学 名誉教授
取締役（常勤監査等委員）	森 保彦	
取締役（監査等委員）	三好 徹	三好総合法律事務所 所長 (株)オーハシテクニカ 社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	相場 俊夫	(有)オーシーエムコンサルタント 代表取締役 相場公認会計士事務所 所長 不二電子工業(株) 監査役

- (注) 1. 取締役 大久保 勝彦氏、取締役 谷田貝 豊彦氏、取締役 三好 徹氏及び取締役 相場 俊夫氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、森 保彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 大久保 勝彦氏、取締役 谷田貝 豊彦氏、取締役 三好 徹氏及び取締役 相場 俊夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 三好 徹氏は、弁護士資格を有しております。
5. 取締役 相場 俊夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(1) 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役となります。ただし、海外子会社については、当社からの出向役員及び当社と海外子会社との兼務役員に限ります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 当該方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は「取締役報酬規程」に定めております。「取締役報酬規程」は、当社の取締役会決議により決定しております。

② 当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」という。）の報酬は、固定報酬、単年度業績連動報酬、業績連動型株式報酬の3種類で構成しており、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は固定報酬としております。

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬額については、株主総会にて決議された限度額の範囲内で取締役会で決定することとしております。監査等委員である取締役の報酬額については、限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議によって決定することとしております。

なお、業務執行取締役の個人別の報酬等の額に対する、固定報酬、単年度業績連動報酬、業績連動型株式報酬の額の割合については、年度ごとの業績により単年度業績連動報酬と業績連動型株式報酬の変動が大きく、あらかじめ割合を決定することが難しいことから決定しない方針であります。

業務執行取締役に対する各報酬の概要は以下のとおりです。

i) 固定報酬

業務執行取締役に対する固定報酬は、原則として各取締役の役位、職務等に応じて相応な金額を決定しております。

ii) 単年度業績連動報酬

業務執行取締役に対する単年度業績連動報酬の総額の算定方法は、「経営幹部業績連動報酬規程」により、次のとおり定めております。

・連結EBITDA（連結営業利益に減価償却費及びのれん償却費を加算した額）の前年度からの増加額×25%

「経営幹部業績連動報酬」の総額の算定の基礎として、連結EBITDAの前年度からの増加額を選定した理由は、当社グループとして創出する営業キャッシュ・フローを毎年増加させていくことが株主価値の向上に資すると判断したためであります。

前事業年度（第49期）に係る連結EBITDAは2,866,879千円となり、一昨年度（第48期）の連結EBITDA、3,095,918千円と比較して229,039千円減少しました。このため、2021年7月度から2022年6月度までの「経営幹部業績連動報酬」は支給されないこととなりました。

iii) 業績連動型株式報酬

当社グループの中期的な業績向上と株式価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該制度は、「株式交付規程」に基づき、業務執行取締役の役位及び業績達成度等によって毎年ポイントを付与し、積み上がったポイントに相当する数の当社株式が交付されるという業績連動型の株式報酬であります。なお、業務執行取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退任時となり、当該株式報酬は株主総会で決議された報酬限度額とは別枠となります。

③ 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、「取締役報酬規程」に基づき、(3)に記載された手続きを経て決定されていることから、取締役会としては、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬限度額を年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額200百万円以内とすることが決議されております。なお、当該株主総会決議がされた時点において、決議の対象とされていた役員の員数は、監査等委員である取締役を除く取締役6名（うち社外取締役は1名）、監査等委員である取締役3名の計9名であります。

また、業績連動型株式報酬についても、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において、1事業年度当たり付与するポイント総数の上限を30,000ポイントとすることが決議されております。当該株主総会決議がされた時点において、決議の対象とされていた業務執行取締役の員数は5名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

監査等委員である取締役を除く取締役に対する報酬等のうち、固定報酬及び単年度業績連動報酬額については、取締役会決議により、取締役社長に個人別の具体的な内容の決定を委任することがあるとしております。取締役会から委任を受けた取締役社長は、役位、職責、業績等を総合的に勘案して個人別の報酬額を策定し、監査等委員会に意見を求めたうえで決定することとしております。

当事業年度の、監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の固定報酬及び業務執行取締役に対する個人別の単年度業績連動報酬については、2021年6月18日開催の取締役会決議により、代表取締役社長 上野 昌利氏に具体的な内容の決定を委任しております。取締役会が、同氏に具体的な内容の決定を委任した理由は、当社グループを統括する代表取締役社長として、各取締役が担当する部門の業績や貢献度合いを客観的に捉え、役位や成果に応じた報酬額を適切に決定できると判断したためであります。

(4) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	単年度 業績連動報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	117,029	81,249	1,267	34,511	6
(うち社外取締役)	(6,000)	(6,000)	—	—	(2)
監査等委員である取締役	15,360	15,360	—	—	3
(うち社外取締役)	(6,000)	(6,000)	—	—	(2)
合計	132,389	96,609	1,267	34,511	9
(うち社外取締役)	(12,000)	(12,000)	—	—	(4)

- (注) 1. 業績連動型株式報酬については、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において導入した業績連動型株式報酬制度に基づき、当事業年度中に費用計上した額を記載しております。
2. 上記のほか社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は1,800千円です。

5. 社外役員に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役 大久保 勝彦氏は、株式会社大久保技術経営事務所の代表取締役を兼務しております。
- ・取締役 谷田貝 豊彦氏は、国立大学法人筑波大学の名誉教授及び国立大学法人宇都宮大学の名誉教授を兼務しております。
- ・取締役 (監査等委員) 三好 徹氏は、三好総合法律事務所の所長及び株式会社オーハシテクニカの社外取締役 (監査等委員) を兼務しております。
- ・取締役 (監査等委員) 相場 俊夫氏は、相場公認会計士事務所の所長、有限会社オーシーエムコンサルタントの代表取締役及び不二電子工業株式会社の監査役を兼務しております。
- ・なお、各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

① 取締役会等への出席の状況

	取締役会 (13回開催)		監査等委員会 (14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 大久保 勝彦	13回/13回	100%	—	—
取締役 谷田貝 豊彦	13回/13回	100%	—	—
取締役 (監査等委員) 三好 徹	13回/13回	100%	14回/14回	100%
取締役 (監査等委員) 相場 俊夫	13回/13回	100%	14回/14回	100%

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

② 取締役会等における発言状況等

社外取締役 大久保 勝彦氏には、当社取締役会における重要な意思決定や取締役会の監督機能の強化、また当社グループのガバナンス体制の強化に貢献いただくことが期待されております。当事業年度の取締役会においては、同氏には企業経営に関する豊富な経験や幅広い知見を活かし、グローバル経営の視点から経営全般にわたり助言や提言を適宜行っていただきました。

社外取締役 谷田貝 豊彦氏には、大学での教鞭活動や光学に関連する学会での経験を元に、当社取締役会における重要な意思決定に貢献いただくことが期待されております。当事業年度の取締役会においては、光学に関わる幅広い知見や国内外の学会での経験を活かし、主として光製品関連事業の事業運営について助言や提言を適宜行っていただきました。

社外取締役（監査等委員）三好 徹、相場 俊夫の両氏には、当社取締役会における意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献いただくことが期待されております。当事業年度の取締役会においては、それぞれ弁護士、公認会計士としての専門的な見地から、有益な発言を適宜行っていただきました。また、監査等委員会においても、両氏はそれぞれの専門的な見地から、審議事項に係る有益な意見表明を行っております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

2. 報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額 22,800千円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別していないため、上記(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 連結子会社の監査

当社の連結子会社であるSEIKOH GIKEN USA,INC.、SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH、杭州精工技研有限公司、大連精工技研有限公司、DATA PIXEL SASは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づいて会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を具現化し、株主の皆様やお客様、取引先、協力会社、地域社会、従業員とその家族等のあらゆるステークホルダーに対する企業価値向上を図るため、リスクやコンプライアンスを的確に管理するための社内規程を整備し、取締役並びに従業員が法令、定款並びにこれらの社内諸規程等の遵守を徹底することにより内部統制が確実に機能するよう努めております。

その一環として、会社法第399条の13及び会社法施行規則第110条の4に基づいて「内部統制システムの基本方針」を策定しており、その内容は次のとおりであります。

「内部統制システムの基本方針」

(1) 経営理念

当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、以下の経営理念を、業務執行に係るすべての経営活動の拠り所とする。

『すぐれた技術と独創性で、質の高い商品を提供し、社会の進歩発展に貢献して、会社の成長と社員の幸福を追求する。』

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づいて、文書等の保存を行う。

情報の管理については、情報セキュリティ基本方針に基づいてISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を確実に運用することとする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループに共通するリスク管理規程、経営危機管理規程その他の社内規程において、当社グループのリスク管理体制及び有事の際の対応を明確化する。

また当社は、日常の労働安全衛生面、環境面、製品品質面及び情報セキュリティ面等に関して、当社グループ内で開催する各種委員会等を通してリスク管理を行う。業務担当部門においては、各々の業務に内在するリスクを専門的な立場から把握し、これを自律的に管理することとする。

また当社の内部監査室は、当社各部署及び当社の子会社におけるリスク管理状況を監査し、その結果を当社の代表取締役社長に報告することとする。

(4) 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決議並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行をより効率的に行うため、常勤取締役並びに各部門の業務執行責任者で構成する部門間連絡会を原則として毎月1回開催し、各部門の業務執行状況と経営に関する重要情報を共有することとする。

業務運営については、当社グループの中長期及び単年度の経営目標とその達成に向けての経営計画（マスタープラン）を策定し、当社の各部門及び当社子会社においては、その目標達成のための具体的な事業計画を策定・実行する。また、その目標に対する進捗状況については、代表取締役社長と各部門責任者が毎月1回行う部門ミーティングや、半期に1回開催する国際経営会議における各子会社の取締役等からの業績報告を通じて定期的に検証することとする。

日常の業務執行については、当社の業務分掌・職務権限規程、当社子会社においては関係会社運営規程に基づいて、各職位及び子会社の権限と責任を明確化する。職務を割当てられた各職位者及び子会社の取締役等は自らの業務活動の完遂を期すと共に、各組織単位は相互に関係する業務を協調して行うことにより、業務執行の効率性を確保することとする。

(5) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、これに係る当社グループ内規程を制定すると共に、当社にコンプライアンス担当役員を定める。コンプライアンス担当役員は、役職員に対する教育等のコンプライアンス推進活動状況を取締役に報告する。また、当社グループ全体のコンプライアンスを推進する委員会を設置するほか、当社内に、当社グループのコンプライアンスに係る通報相談を受け付ける通報相談窓口を設置することとする。

(6) 当社及び当社子会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ内規程に基づき、当社子会社からの取締役の職務執行等に関する定期報告を通して事業の運営状況を適切に把握することとする。経営上の重要案件については、各社の経営の自主性を尊重しつつ、事前協議を行う等相互に密接な連携を図り、当社グループ全体の経営の効率化を図ることとする。

(7) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、経理規程その他の社内規程に基づき、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、単体及び連結ベースでの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。また、その体制の整備・運用状況を評価・改善するための仕組みを構築することとする。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、必要に応じて、内部監査室スタッフを監査等委員会の職務を補助すべき使用人として任命することができ、当該使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を得て行うこととする。

(9) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の要請に応じて次の資料提供又は報告を行うこととする。
 - (i) 稟議書、会議議事録、契約書
 - (ii) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - (iii) 毎月の経営状況として重要な事項
 - (iv) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - (v) 重大な法令・定款違反のおそれのある事実
 - (vi) その他コンプライアンス上重要な事項

- ② 当社の使用人は、前項(ii)又は(v)に関する重大な事実を発見した場合には、監査等委員会にこれを直接報告できるものとする。
- ③ 当社グループの役職員は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員又は監査等委員会に対して報告を行うこととする。
- ⑤ 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員に対して報告する。
- ⑥ 当社は、当社グループの監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をコンプライアンス委員会等を通じて当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役、会計監査人及び内部監査室と適時、意見交換を実施することとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 業務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組み

当社は、毎月開催する定例の取締役会の他に、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決議並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。当事業年度においては13回の取締役会を開催しました。

また当社は、取締役会の機能向上を目的に、当事業年度における取締役会の実効性について評価・検証を行いました。この結果、当社の取締役会は活発な議論が交わされる体制が整っており、概ね適切に運用されていると評価されました。今後も引き続き、取締役会の審議事項の充実や取締役会を支える体制の強化等を図り、取締役会の審議の質の向上に努めてまいります。

取締役会以外では、常勤取締役並びに各部門の業務執行責任者で構成する部門間連絡会を年間12回開催しました。海外も含めて当社子会社の取締役や経営幹部が一堂に会する国際経営会議は年間2回開催しておりますが、当事業年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防のためにWEB会議にて、各社、各部門の業務の執行状況と経営に関する重要事項の共有を行いました。さらに、代表取締役社長と各部門責任者は部門ミーティングを年間12回行い、部門目標に対する進捗状況と事業課題の確認、課題解決に向けての事業戦略等について打ち合わせを行いました。

(2) コンプライアンスの管理及び損失の危険の管理に関する取り組み

当社は、当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するほか、リスク管理体制と有事の際の対応等を明確化するため、当社グループ共通のコンプライアンス管理規程、リスク管理規程を策定し、これを運用しております。

当事業年度においては、当社社内の危険物の保管量の確認と保管場所の整備を行い、万が一火災が発生した際に社員の生命と会社の財産を維持するための措置を講じました。また、当社子会社の生産管理システムデータのバックアップ方法を検討し、大規模自然災害等の発生時にもより迅速な復旧を可能とする体制構築への準備を行いました。併せてコンピュータウィルスの注意喚起を行い、セキュリティの強化と社内の重要情報資産の流出防止に努めました。さらに、当社グループが遵守すべき法令を整理した「コンプライアンス・ガイドライン」の遵守状況を各部門が確認すると共に、最新の法令改正に対応した内容へとアップデートを行いました。3月には大規模地震の発生を想定して当社の全従業員を対象に安否確認システムの訓練を行い、非常時の対応を確認しました。

(3) 監査等委員会監査の実効性の確保に関する取り組み

当社は当事業年度、14回の監査等委員会を開催し、監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行いました。常勤監査等委員は、取締役会以外にも部門間連絡会等の主要な社内会議に出席し、子会社を含めた情報を収集しているほか、会計監査人、内部監査室と定期的に情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。

(4) 内部監査の実施状況について

内部監査室は、年間の内部監査計画に基づき、各部門や国内外の子会社に対して、業務執行の適正性や法令等の適合状況に関する内部監査を行いました。

3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然として対応し、一切の関係を遮断することを基本方針として「倫理規範」及び「倫理行動基準」に定め、関係会社を含む当社グループ全体に展開しております。

また、管理部門を担当部署とし、所轄警察や弁護士等の外部専門機関との連携を図ることによって、迅速な情報収集と的確な対応を行う体制を整備しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

現在のところ、当社には、当社株式の大量買付に関する差し迫った具体的脅威は発生いたしておりません。また、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「敵対的買収防衛策」）をあらかじめ定めてはおりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引状況や株主構成の異動の状況等を注視しつつ、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、社外の専門家も交えて、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行い、当該買付行為が当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に反すると認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定のうえ開示し、措置の実施を検討してまいります。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	20,635,636	流 動 負 債	3,367,228
現金及び預金	12,386,330	買掛金	1,796,653
受取手形	50,669	未払法人税等	179,099
売掛金	4,253,802	契約負債	27,854
電子記録債権	540,162	賞与引当金	111,056
棚卸資産	3,009,458	その他の	1,252,564
その他の	397,258	固 定 負 債	1,477,512
貸倒引当金	△2,045	長期未払金	144,870
固 定 資 産	9,703,464	役員株式給付引当金	119,565
有 形 固 定 資 産	7,950,255	預り敷金	19,037
建物及び構築物	2,288,368	繰延税金負債	44,294
機械装置及び運搬具	1,846,523	退職給付に係る負債	993,505
土地	2,335,796	その他の	156,241
建設仮勘定	590,564	負 債 合 計	4,844,740
その他の	889,001	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	587,480	株 主 資 本	24,722,008
のれん	462,591	資本金	6,791,682
顧客関連資産	78,433	資本剰余金	10,624,196
その他の	46,455	利益剰余金	7,861,661
投資その他の資産	1,165,729	自己株式	△555,531
投資有価証券	72,234	その他の包括利益累計額	692,917
投資不動産	877,920	その他有価証券評価差額金	13,980
その他の	215,574	為替換算調整勘定	722,368
資 産 合 計	30,339,101	退職給付に係る調整累計額	△43,430
		新 株 予 約 権	55,865
		非 支 配 株 主 持 分	23,567
		純 資 産 合 計	25,494,360
		負 債 純 資 産 合 計	30,339,101

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,188,796
売上原価	11,053,204
売上総利益	5,135,591
販売費及び一般管理費	3,610,799
営業利益	1,524,792
営業外収益	
受取利息	11,566
受取配当金	1,309
家賃収入	53,959
持分法投資利益	416
補助金収入	15,730
補助金収入	10,061
為替差益	24,517
その他	17,704
営業外費用	
家賃収入	12,241
その他	6,512
経常利益	1,641,303
特別利益	
固定資産売却益	5,499
特別損失	
固定資産売却損失	1,940
減損損失	20,452
税金等調整前当期純利益	1,624,409
法人税、住民税及び事業税	499,173
法人税等調整額	△31,644
当期純利益	1,156,880
非支配株主に帰属する当期純利益	6,857
親会社株主に帰属する当期純利益	1,150,022

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	6,791,682	10,624,196	7,124,121	△555,460	23,984,540
会計方針の変更による 累積的影響額			△43,683		△43,683
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,791,682	10,624,196	7,080,438	△555,460	23,940,857
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△368,799		△368,799
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,150,022		1,150,022
自己株式の取得				△71	△71
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度 変動額合計	—	—	781,223	△71	781,151
当連結会計年度末残高	6,791,682	10,624,196	7,861,661	△555,531	24,722,008

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当連結会計年度期首残高	15,340	193,521	△55,411	153,450
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,340	193,521	△55,411	153,450
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				
親会社株主に帰属 する当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△1,360	528,846	11,981	539,467
当連結会計年度 変動額合計	△1,360	528,846	11,981	539,467
当連結会計年度末残高	13,980	722,368	△43,430	692,917

(単位：千円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	56,468	18,932	24,213,391
会計方針の変更による 累積的影響額			△43,683
会計方針の変更を反映した当期首残高	56,468	18,932	24,169,708
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△368,799
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,150,022
自己株式の取得			△71
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△603	4,635	543,500
当連結会計年度 変動額合計	△603	4,635	1,324,651
当連結会計年度末残高	55,865	23,567	25,494,360

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,114,139	流 動 負 債	661,282
現金及び預	10,144,152	買掛金	245,046
受取手形	91,944	未払金	104,656
売掛金	1,438,621	未払費用	195,227
商品	120,485	未払法人税等	76,615
仕掛品	44,445	未払事業所税	12,164
原材料	99,240	契約負債	653
貯蔵品	146,821	預り金	23,091
前払費用	1,435	前受収益	3,828
関係会社短期貸付金	10,047		
未収消費税	921,600	固 定 負 債	1,064,035
未収入金	47,760	長期未払金	144,870
未収法人税	22,770	退職給付引当金	615,192
その他	16,771	役員株式給付引当金	119,565
	8,043	預り敷金	19,037
固 定 資 産	11,627,583	長期預り金	165,343
有 形 固 定 資 産	3,178,900	その他	26
建物	884,995	負 債 合 計	1,725,318
構築物	5,692		
機械装置	118,592	純 資 産 の 部	
車両運搬具	820	株 主 資 本	22,958,176
工具器具備品	90,485	資 本	6,791,682
土地	2,035,325	資 本 剰 余 金	10,624,196
建設仮勘定	42,989	資 本 準 備 金	10,571,419
無 形 固 定 資 産	13,062	その他資本剰余金	52,776
ソフトウェア	12,369	利 益 剰 余 金	6,097,829
電話加入権	693	利 益 準 備 金	1,697,920
投 資 其 他 の 資 産	8,435,619	その他利益剰余金	4,399,909
投資有価証券	24,611	別 途 積 立 金	500,000
関係会社株式	3,932,371	繰 越 利 益 剰 余 金	3,899,909
関係会社出資金	2,198,217	自 己 株 式	△555,531
投資不動産	816,552	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,362
関係会社長期貸付金	1,334,678	その他有価証券評価差額金	2,362
その他	129,188	新 株 予 約 権	55,865
		純 資 産 合 計	23,016,405
資 産 合 計	24,741,723	負 債 純 資 産 合 計	24,741,723

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,762,557
売上原価		3,146,129
売上総利益		1,616,428
販売費及び一般管理費		1,398,194
営業利益		218,233
営業外収益		
受取利息	26,044	
受取配当金	933,794	
家賃収入	43,553	
特許権使用料収入	60,981	
補助金収入	3,417	
為替差益	99,922	
その他	4,975	1,172,688
営業外費用		
家賃収入原価	8,619	
その他	510	9,130
経常利益		1,381,792
特別利益		
固定資産売却益	2,650	2,650
特別損失		
減損損失	20,452	20,452
税引前当期純利益		1,363,989
法人税、住民税及び事業税	125,866	
法人税等調整額	△3,860	122,006
当期純利益		1,241,982

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		資本剰余金合計
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	
当 期 首 残 高	6,791,682	10,571,419	52,776	10,624,196
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	6,791,682	10,571,419	52,776	10,624,196

	株 主 資 本					
	利益準備金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,697,920	500,000	3,026,726	5,224,647	△555,460	22,085,066
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△368,799	△368,799		△368,799
当 期 純 利 益			1,241,982	1,241,982		1,241,982
自己株式の取得					△71	△71
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	873,182	873,182	△71	873,110
当 期 末 残 高	1,697,920	500,000	3,899,909	6,097,829	△555,531	22,958,176

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	2,686	2,686	56,468	22,144,221
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△368,799
当 期 純 利 益				1,241,982
自 己 株 式 の 取 得				△71
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△324	△324	△603	△927
当 期 変 動 額 合 計	△324	△324	△603	872,183
当 期 末 残 高	2,362	2,362	55,865	23,016,405

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社精工技研
取締役会 御中アーク有限責任監査法人
東京オフィス指定有限責任社員 公認会計士 米 倉 礼 二
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 高 屋 友 宏
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社精工技研の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社精工技研及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社精工技研
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 米 倉 礼 二
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 屋 友 宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社精工技研の2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年(2005年)10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当
該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につい
ても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社精工技研 監査等委員会

常勤監査等委員 森 保彦 ㊟

監査等委員 三好 徹 ㊟

監査等委員 相場 俊夫 ㊟

(注) 監査等委員 三好 徹及び相場 俊夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締
役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：千葉県柏市末広町14番1号
ザ・クレストホテル柏4階 クレスト
電話 (04)7146-1111 (代表)



- 交通機関
JR常磐線・東武野田線 柏駅西口徒歩2分